犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「からニまで」を「又はロ」に、「生計維持関係遺族の人数」を「場合」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた者が含まれていない場合　次の(1)から(4)までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める倍数

(1)　一人　千五百三十（当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当時、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、千七百五十）

(2)　二人　二千十

(3)　三人　二千二百三十

(4)　四人以上　二千四百五十

ロ　イに掲げる場合以外の場合　イ(1)から(4)までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める倍数に、次の(1)から(8)までに定める数を合計した数を加えた倍数

(1)　犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた生計維持関係遺族の人数に応じ、次の表に定める数

人数	数
一人	百五十三
二人	二百一
三人	二百二十三
四人以上	二百四十五

(2)　生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時七歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(3)　生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時六歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(4)　生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時五歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(5)　生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時四歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(6)　生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時三歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(7)　生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時二歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(8)　生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時一歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

第六条第一項第一号ハ及びニを削る。

第七条中「一年」を「三年」に改める。

第十一条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、一月当たり八万百円（当該療養のあつた月以前の十二月以内に、この項ただし書の規定の適用を受けて一月当たりの額が定められる月（当該療養のあつた月を除く。）が三以上ある場合にあつては、当該療養のあつた月については、四万四千四百円）を超えることができない。

第十六条中「の三分の一に相当する額」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第六条第一項、第七条、第十一条第一項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（政策立案総括審議官）」に改め、同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第二項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「立案」を「立案並びに調整」に改める。

第三条第一項中「六人」を「七人」に改める。

第五条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第十五条第十一号中「（情報技術犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の施行に関すること。

第十九条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　第三条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものに限る。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三